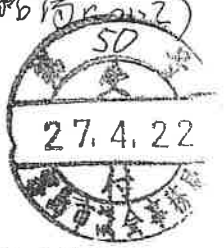


# 陳情第 2 号

陳 情 書 (霧島神宮台別荘地に關する給湯問題)

私たちは、鹿児島県霧島市霧島町田口2594番地に置いて自宅及び別荘を所有し、共に健全且つ平穩及び快適な暮らしを営むために結成された 霧島神宮台別荘自治会 (以下自治会と称す) と申します。



## 1、現状と経緯

原因は、当別荘地の販売にあつた「平和興産株式会社」が開発計画に則り、開発行為完了後に通行用道路(登記簿上公衆用道路)及び温泉給湯設備を霧島市(旧霧島町)に寄付採納するとの事でしたが「平和興産株式会社」の倒産により寄付採納が履行されず、平成18年当時突然第三者に所有権が移転され、さらに同年現在の所有者に移転され、給湯設備の使用料もしくは買い取りを要求された事に端を発します。

よつて、自治会として通行用道路と給湯設備の買い取り等あらゆる検討を致しましたが、本来温泉付き別荘地として購入しており、付加価値も含めた土地代金を支払っていると主張される会員もおられ協議が難航し、温泉の給湯が円滑に行われなくなった平成18年から給湯料及び自治会費すら集金できない状況下、約6年間にわたり自治会で集めていた会費より給湯料月額324840円を支払い続けました。しかし、平成23年4月頃給湯料支払いの資金が枯渇し、やむなく給湯の停止と云う判断を決断した次第です。

ただし、平成18年「平和興産株式会社」から第3者に所有権が移転されて以来、給湯を停止するまでの約6年間、霧島市は契約通り毎分86ℓを供給していたと言われている事を鑑みた時、1日当たり約125トンの温泉水が消失した事となります。

補足ですが、給湯料支払いを停止し給湯を打ち切つた後、自治会と現所有者間で行つていた民事裁判で125トンの温泉水の消失原因が論点となつた際、現所有者から「漏水があるのでは」との意見を受け、平成26年5月1日より1か月間試験給湯を行いました。指摘された漏水等は確認できず自治会会員宅に円滑な給湯が成されております。

## 2、陳情趣旨

自治会は本件解決の為あらゆる努力を行い、平成18年より殆ど温泉の給湯が受けられないまま約6年間給湯料月額324840円を支払い続けましたが、平成23年5月給湯料の支払いを停止する結果となっております。

よつて霧島市に置かれましては、本件問題を解決するために消失した温泉水日量125トンの原因究明と同別荘地開発に係る条件等に違反が無かつたかの調査を強く求め陳情致します。

平成 27 年 4 月 16 日

霧島神宮台別荘自治会事務局

鹿児島市原良4丁目 [ ] - [ ]

TEL 099-250-0099 [ ]

会 長 塩 向 徹 夫 [ ]

副会長 山 元 規 敬 [ ]

理 事 翁 長 良 治 [ ]

理 事 小 平 田 義 博 [ ]

以上のことについて、趣旨のご賛同下さいませようお願いいたします。

霧島市議会議長 常盤 信一 殿